

令和4年度 八戸圏域活性化事業助成金について

八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町の8市町村で形成する八戸圏域連携中枢都市圏では、圏域内で活動する団体が実施する魅力ある地域づくりのためのソフト事業を応援しています。

1. 助成対象事業

圏域内において、令和4年4月5日から令和5年1月31日までに実施される次の事業

- ①伝統文化保存事業 ②観光振興事業 ③産業振興事業 ④その他八戸市長が認める事業

※令和3年度に当該助成金の交付を受けている場合は対象外となります。

※集客イベント等を実施する場合は、新型コロナウイルス感染対策を十分に行ってください。

2. 助成対象者

圏域内で活動する以下の団体

- ①民間又は民間と行政により構成された営利を目的としない団体
②特定非営利活動法人（NPO法人）

3. 助成金額

- ①補助率：助成対象経費の5分の4以内
②上限額：1市町村あたり30万円
③対象経費：対象事業の運営に必要な経費
（ただし、飲食及び懇親会費、視察旅費などは対象となりません。）
④交付件数：1市町村あたり3件以内

※申請件数が複数ある場合、申請どおりの金額が交付されない場合があります。

※圏域内の複数の市町村に関連する事業を実施する場合、関係市町村分の上限額を合算した額を上限とすることができます。

4. 応募方法

圏域8市町村が定める期限までに、下記の必要書類（下記①～④）を各市町村にご提出ください。

●八戸市への提出期限：9月30日（金） ※再募集

※町村の提出期限については、裏面の各町村の担当課にお問合せください。

（募集を締め切っている場合もございます。）

【必要書類】

- ①交付申請書（第1号様式） ②事業計画書（第2号様式） ③予算書（第3号様式）

<非営利団体の場合>

- ④規約・会則・総会資料等の組織概要、活動内容及び実績が分かるもの

<NPO法人の場合>

- ④定款、活動内容及び実績が分かる資料、法人市民税の滞納がないことを証明する書類

その他、状況に応じて必要な書類をお願いする場合があります。

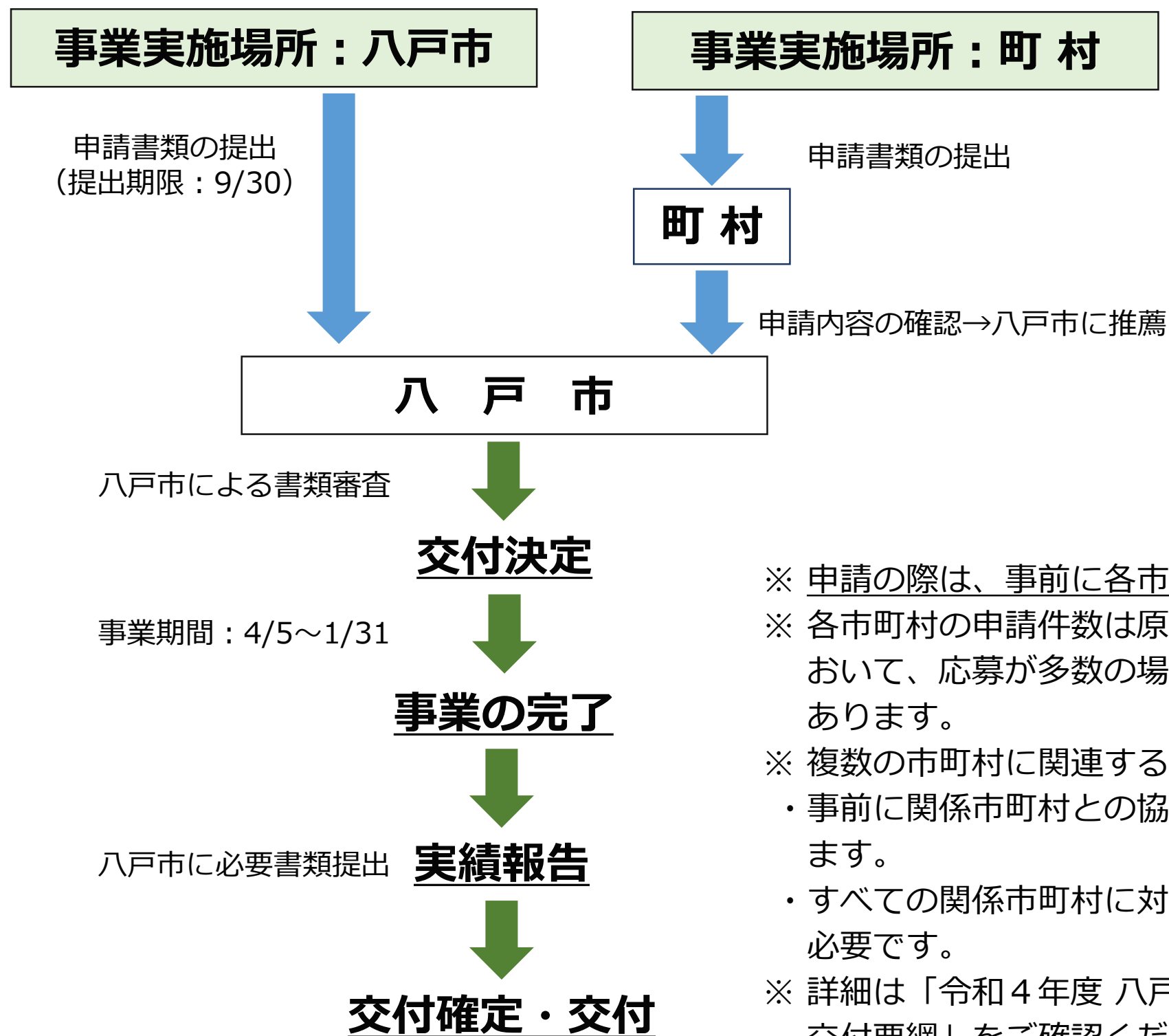
※提出様式は、八戸市HPからダウンロードし、郵送、E-mail、窓口への持参によりご提出ください。

⇒市HP内で「八戸圏域活性化事業助成金」を検索するか、右のQRコードを読み込み、アクセスしてください。

※手続き等の詳細は、令和4年度八戸圏域活性化事業助成金交付要綱をご確認ください。



<申請から助成金交付までの流れ>



- ※ 申請の際は、事前に各市町村へご相談ください。
- ※ 各市町村の申請件数は原則3件以内とし、町村において、応募が多数の場合は推薦されない場合があります。
- ※ 複数の市町村に関連する事業の申請について
・ 事前に関係市町村との協議が整ったものに限ります。
・ すべての関係市町村に対して申請書類の提出が必要です。
- ※ 詳細は「令和4年度 八戸圏域活性化事業助成金 交付要綱」をご確認ください。

<お問い合わせ先>

【八戸市】

- 総合政策部 政策推進課 広域連携グループ
電話 0178-43-9260 (直通) FAX 0178-47-1485
E-mail seisaku@city.hachinohe.aomori.jp
ホームページ <http://www.city.hachinohe.aomori.jp>

【圏域町村】

- 三戸町 まちづくり推進課 電話：0179-20-1117 (直通)
- 五戸町 総合政策課政策調整室 電話：0178-62-7974 (直通)
- 田子町 政策推進課 電話：0179-20-7127 (直通)
- 南部町 企画財政課 電話：0178-38-5960 (直通)
- 階上町 総合政策課 電話：0178-88-2113 (直通)
- 新郷村 企画商工観光課 電話：0178-78-2111 (代表)
- おいらせ町 政策推進課 電話：0178-56-4273 (直通)